

伊達市エネルギー価格高騰対策 店舗等維持費支援金のご案内

エネルギー価格高騰の影響を受けている伊達市内の中小企業者・小規模企業者、個人事業者のうち、店舗を構えて事業活動を行っている方々を支援します。

申請期間 令和5年10月10日（火）～令和5年12月25日（月）

対象事業者 伊達市内において店舗等を構えて事業を行っている方で以下の要件を全て満たす方

- 令和5年9月1日以前から、伊達市内において店舗等を構えて（専ら個人の住宅の用に供する家屋の一部を使用している場合を除く。）事業を開始しており、今後も継続して事業を行う事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に定める中小企業者、小規模企業者又は個人事業者）であること。
- 農林漁業を営む事業者ではないこと。
- 伊達市が実施する社会福祉施設等物価高騰対策支援金交付事業の交付対象事業者ではないこと。
- 伊達市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成15年条例第27号）に定める公の施設の指定管理者ではないこと。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者ではないこと。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員若しくは反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）ではないこと、又は暴力団等と関係を有する者ではないこと。
- 第1号から第6号に掲げる者のほか、支援金の目的に照らして適当でないとして実行委員会が判断する者。

給付区分・給付金額

区分		給付金額	
公衆浴場	浴場面積	500㎡超	20万円
		500㎡以下	10万円
普通洗濯業	一般クリーニング所	中小企業者	20万円
		小規模企業者	13万円
		個人事業者	7万円
その他		中小企業者	10万円
		小規模企業者	5万円
		個人事業者	
		加算額※1※2 市内に2店舗以上ある場合：5万円	

※1 加算額はその他の区分で申請する事業者のみ適用となります。

※2 加算額（その他）は、下記の①と②の条件を満たす場合に対象となります。

なお、加算額の上限額は5万円です（3店舗以上あっても加算額は5万円となります。）

① 市内に2店舗以上を有し、かつ、営業を継続していること

② 各店舗に常時使用する従業員がいること（常時使用する従業員がいない店舗等は含みません）

申請方法

郵送の場合：12月25日（月）消印有効

持参の場合：12月25日（月）17時30分まで

【申請先&お問い合わせ先】

〒052-0015

伊達市旭町24番地

伊達市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会事務局（伊達商工会議所内）

TEL：0142-23-2222（平日8：45～17：30）

ホームページ：<https://www.date-cci.or.jp/>

※上記ホームページから申請書類や手引きをダウンロードすることができます。

